

議案第45号

さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例及びさいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例及びさいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年2月7日提出

さいたま市長 清水勇人

さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例及びさいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

(さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例の一部改正)

第1条 さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例(平成13年さいたま市条例第145号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(構成施設) 第2条 グリーンヒルうらわは、次に掲げる施設をもって構成する。 (1) 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第27項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。) (2)~(4) [略]	(構成施設) 第2条 グリーンヒルうらわは、次に掲げる施設をもって構成する。 (1) 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第25項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。) (2)~(4) [略]
(業務) 第3条 グリーンヒルうらわは、前条各号に掲げる施設の総合的管理その他設置の目的を達成するために、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める業務を行う。	(業務) 第3条 グリーンヒルうらわは、前条各号に掲げる施設の総合的管理その他設置の目的を達成するために、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める業務を行う。

<p>(1) 介護老人保健施設 法第8条第27項に規定する介護保健施設サービス（以下「介護保健施設サービス」という。）並びに同条第1項に規定する居宅サービスのうち同条第10項に規定する短期入所療養介護（以下「短期入所療養介護」という。）及び同条第8項に規定する通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション」という。）並びに法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスのうち同条第10項に規定する介護予防短期入所療養介護（以下「介護予防短期入所療養介護」という。）及び同条第8項に規定する介護予防通所リハビリテーション（以下「介護予防通所リハビリテーション」という。）に関する業務</p> <p>(2)～(4) [略]</p>	<p>(1) 介護老人保健施設 法第8条第25項に規定する介護保健施設サービス（以下「介護保健施設サービス」という。）並びに同条第1項に規定する居宅サービスのうち同条第10項に規定する短期入所療養介護（以下「短期入所療養介護」という。）及び同条第8項に規定する通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション」という。）並びに法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスのうち同条第10項に規定する介護予防短期入所療養介護（以下「介護予防短期入所療養介護」という。）及び同条第8項に規定する介護予防通所リハビリテーション（以下「介護予防通所リハビリテーション」という。）に関する業務</p> <p>(2)～(4) [略]</p>
--	--

（さいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正）

第2条　さいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成16年さいたま市条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（設置場所の基準）</p> <p>第21条　墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 埋葬を行う墓地にあっては、当該墓地の境界線から次に掲げる施設の敷地の境界線までの水平距離が100メートル以上であり、かつ、飲用水を汚染するおそれのない土地であること。</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>キ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第24項に規定する介護保険施設（以下「介護保険施設」という。）</p> <p>ク・ケ [略]</p> <p>(3)～(8) [略]</p>	<p>（設置場所の基準）</p> <p>第21条　墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 埋葬を行う墓地にあっては、当該墓地の境界線から次に掲げる施設の敷地の境界線までの水平距離が100メートル以上であり、かつ、飲用水を汚染するおそれのない土地であること。</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>キ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第22項に規定する介護保険施設（以下「介護保険施設」という。）</p> <p>ク・ケ [略]</p> <p>(3)～(8) [略]</p>

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。